



発行 新潟県

第 42 号

平成24年6月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

31 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

13 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 746 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 747 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 748 肥料の登録の失効（農産園芸課）
- 749 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 750 保安林の指定予定（治山課）
- 751 保安林の指定予定（治山課）
- 752 保安林の指定（治山課）
- 753 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 754 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 755 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 756 道路の区域変更（道路管理課）
- 757 道路の供用開始（道路管理課）
- 758 道路の区域変更（道路管理課）
- 759 道路の供用開始（道路管理課）
- 760 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 761 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 762 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 763 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 新潟県労働委員会労働者委員候補者の推薦（労政雇用課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

人事委員会規則

5－58 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会公告

平成25年度使用教科書展示会の開催（義務教育課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第31号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(34)の75 (略)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条の規定による特定施設等の設置の届出を受理すること。</p> <p>(36) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が特定施設等となつた際の届出を受理すること。</p> <p>(37) 水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(38) 水質汚濁防止法第8条の規定により、届出に係る特定施設等の構造等に関する計画の変更又は設置計画の廃止を命ずること。</p> <p>(39) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、特定施設等の設置等の実施の制限期間を短縮すること。</p> <p>(40) 水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設等の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(41) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による特定施設等の設置者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(42)・(43) (略)</p> <p><u>(43)の2 水質汚濁防止法第13条の3第1項の規定により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の改善又は使用の一時停止を命ずること。</u></p> <p>(44)～(48) (略)</p> <p>(49) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、<u>特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者</u>に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</p> <p>(50)～(204) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(34)の75 (略)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条の規定による特定施設の設置の届出を受理すること。</p> <p>(36) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が特定施設となつた際の届出を受理すること。</p> <p>(37) 水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。</p> <p>(38) 水質汚濁防止法第8条の規定により、届出に係る特定施設の構造等に関する計画の変更又は設置計画の廃止を命ずること。</p> <p>(39) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、特定施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。</p> <p>(40) 水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(41) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による特定施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(42)・(43) (略)</p> <p>(44)～(48) (略)</p> <p>(49) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、<u>排水を排出する者又は同法第12条の3に規定する者</u>に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</p> <p>(50)～(204) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (11)の2～(31) (略)	県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項若しくは第3項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (11)の2～(31) (略)
(略)		(略)	
新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。	新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項若しくは第3項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(19)の31 (略) (20) 水質汚濁防止法第5条の規定による特定施設等の設置の届出を受理すること。 (21) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が特定施設等となつた際の届出を受理すること。 (22) 水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出を受理すること。 (23) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、特定施設等の設置等の実施の制限期間を短縮すること。	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(19)の31 (略) (20) 水質汚濁防止法第5条の規定による特定施設の設置の届出を受理すること。 (21) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が特定施設となつた際の届出を受理すること。 (22) 水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。 (23) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、特定施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

	(24) (略) (25) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、 <u>特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者</u> に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。 (26)～(72) (略)		(24) (略) (25) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、 <u>排水を排出する者又は同法第12条の3に規定する者</u> に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。 (26)～(72) (略)
健康福祉環境部 環境センター環境課長	(1)～(10)の6 (略) (11) 水質汚濁防止法第10条の規定による <u>特定施設等の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出</u> を受理すること。 (12) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による <u>特定施設等の設置者の地位の承継の届出</u> を受理すること。 (13)～(20) (略)	健康福祉環境部 環境センター環境課長	(1)～(10)の6 (略) (11) 水質汚濁防止法第10条の規定による <u>特定施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出</u> を受理すること。 (12) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による <u>特定施設の設置者の地位の承継の届出</u> を受理すること。 (13)～(20) (略)
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	

告 示

◎新潟県告示第746号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成24年 6 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 新津医療センター病院
- 2 所 在 地 新潟市秋葉区古田610番地
- 3 有効期間 平成24年 6 月 3 日から
平成27年 6 月 2 日まで

◎新潟県告示第747号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。
平成24年 6 月 1 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
木島 朋子	内科	新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎 6412-1	H24.5.1	第15条第1項の医師に指定した

岩崎 友洋	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
上村 博輝	内科	燕労災病院	燕市佐渡633	〃	〃
田仕 英希	整形外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
小澤 常德	脳神経外科	三之町病院	三条市本町5-2-30	〃	〃
染野 泰典	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
野崎 和也	内科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6-9	〃	〃
松井 寿夫	整形外科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6-9	〃	〃
長谷川 智行	外科・消化器科	小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	〃	〃
小嶋 智子	小児科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177-1	〃	〃
小川 公啓	内科	西山ふれあいクリニック	柏崎市西山町礼拝字前田430-2	〃	〃
佐藤 達哉	神経内科	佐渡総合病院	佐渡市千種161	〃	〃
本間 悠介	耳鼻咽喉科	佐渡総合病院	佐渡市千種161	〃	〃

◎新潟県告示第748号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第408号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	蒸製骨粉
保証成分量	窒素全量 2.0パーセント りん酸全量 20.0パーセント
生産者の名称及び住所	ティアンドエス食品株式会社 新潟県新潟市北区太夫浜字向山3308番4
失効年月日	平成24年5月1日

登録番号	新潟県生第409号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	蒸製骨粉2
保証成分量	窒素全量 3.0パーセント りん酸全量 18.0パーセント
生産者の名称及び住所	ティアンドエス食品株式会社 新潟県新潟市北区太夫浜字向山3308番4
失効年月日	平成24年5月1日

登録番号	新潟県生第410号
肥料の種類	蒸製鶏骨粉
肥料の名称	鶏骨肥料
保証成分量	窒素全量 3.0パーセント りん酸全量 14.0パーセント
生産者の名称及び住所	ティアンドエス食品株式会社 新潟県新潟市北区太夫浜字向山3308番4
失効年月日	平成24年5月1日

◎新潟県告示第749号

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	169.80
〃	土砂流出防備	203.47
三面川	水源かん養	667.44
〃	土砂流出防備	189.88
村上市(旧村上市)	防 風	3.10
〃	干 害 防 備	0.94
〃	保 健	0.80
村上市(旧朝日村)	干 害 防 備	3.46
〃	保 健	9.80
荒 川	水源かん養	294.54
〃	土砂流出防備	46.97
関川村	干 害 防 備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1114.00
〃	土砂流出防備	563.07
阿賀町(旧鹿瀬町)	干 害 防 備	0.24
〃	保 健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干 害 防 備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干 害 防 備	0.38
胎内川	水源かん養	87.92
〃	土砂流出防備	74.36
胎内市(旧中条町)	飛 砂 防 備	1.62
〃(旧黒川村)	干 害 防 備	0.12
加治川	水源かん養	354.64
〃	土砂流出防備	124.18
新発田市(旧新発田市)	干 害 防 備	1.04
早出川	水源かん養	223.50
〃	土砂流出防備	57.00
新潟市(旧新津市)	干 害 防 備	1.20
西 川	水源かん養	16.14
〃	土砂流出防備	2.26
五泉市(旧五泉市)	保 健	0.98
五十嵐川	水源かん養	202.54
〃	土砂流出防備	219.74
刈谷田川	水源かん養	116.94

〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水源かん養	〃	36.14
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水源かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	〃	1.12
破間川	水源かん養	〃	568.94
〃	土砂流出防備	〃	758.86
北ノ又川	水源かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	567.66
〃	土砂流出防備	〃	939.38
信濃川上流	水源かん養	〃	325.37
〃	土砂流出防備	〃	225.65
魚沼市(旧広神村)	干害防備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	99.34
越道川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干害防備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保健	〃	2.38
関川	水源かん養	〃	349.92
〃	土砂流出防備	〃	219.28
妙高市(旧妙高村)	防風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干害防備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干害防備	〃	1.60
能生川	水源かん養	〃	257.40
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水源かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上路川	土砂流出防備	〃	95.54
大佐渡	水源かん養	〃	505.23
〃	土砂流出防備	〃	330.32
小佐渡	水源かん養	〃	308.11
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第750号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市田小屋字スタグレ263、263の1、264の1、264の2、265、265の1、266の1から266の3まで、字大沢568の3、568の4、578、580、580の2、581の1、581の2、583、584、599の6、617、字大ヒド585の1、585の2、586の1、586の2、587から591まで、592の1から592の3まで、593、594の1から594の4まで、595から597まで、599の1、599の2、599の4、599の5、601、605の1、字藤平尾600の1から600の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市魚野地字スケ原 422 の 1、423 の 1、423 の甲、423 の乙、424、424 の 1、424 の 2、425 から 429 まで、429 の 1、430 から 432 まで、432 の 1、432 の 2、436、438、439、513

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字スケ原 422 の 1、423 の 1、423 の甲、423 の乙、424、424 の 1、424 の 2、425、427 から 429 まで、429 の 1、430、513

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第752号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月1日

新潟県佐渡地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市八幡町字浜297の2

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年6月4日から平成24年6月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月1日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	森光	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
阿賀野川左岸	農業用排水施設整備（基幹水利施設補修）事業	五泉市	平成24年3月29日

◎新潟県告示第755号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 処分をした年月日 平成24年3月28日
- 被処分者の商号、代表者の氏名
大英建設株式会社
上野 正
- 主たる営業所の所在地
胎内市鴻ノ巣356
- 許可番号 新潟県知事許可（般-19）第13219号
- 処分の内容 ほ装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 処分の原因となった事実
平成24年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 処分をした年月日 平成24年4月10日
- 被処分者の商号、代表者の氏名
加藤石材店
加藤 美定
- 主たる営業所の所在地
阿賀野市村杉4776-2

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40381号
 - 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社中川電機工業所
中川 孝
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市水道町2-6-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第6178号
 - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸勝建設
船山 利勝
 - 3 主たる営業所の所在地
岩船郡関川村大字打上312-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第400号
 - 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社関谷工務店
関谷 敏夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市岩田4066
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40077号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中川電機
中川 吉正
-

- 3 主たる営業所の所在地
長岡市上の原町6-41
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第16638号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
松前建築
松前 武
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区寺尾西3-27-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第2287号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
協和工機株式会社
貝津 改
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区寺山3-35-41
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第14707号
 - 5 処分の内容 土木工事業、板金工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社諸橋工務店
諸橋 敏松
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区新津東町1-2-43
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第12646号
 - 5 処分の内容 ほ装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年4月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

渡辺工務店

渡辺 茂己

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区亀田下早通2-5-8

4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第42883号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年4月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

カトウ・サイン工業株式会社

加藤 紘一

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区東堀前通九番町1388

4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第2362号

5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年4月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年5月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

山屋工務店

山屋 幸二

3 主たる営業所の所在地

魚沼市小平尾4780-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第27576号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成24年5月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

皆川糸七工務店

皆川 俊三

3 主たる営業所の所在地

燕市吉田神田町9-30

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第5223号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成24年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成24年5月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
三島建築
三島 成幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区安尻45
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43349号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年5月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中島工務店
中島 茂夫
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市大崎4105
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第18787号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年5月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社泰平メンテナンス
石井 秀典
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区木工新町1193-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第42557号
 - 5 処分の内容 大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成24年5月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社須貝開発
須貝 慎一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市松沢40-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第20607号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社本田組
本田 明子
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大野畑10-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第5550号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
スマイル
西倉 栄一
 - 3 主たる営業所の所在地
刈羽郡刈羽村大字赤田町方709-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第42207号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社石丸工業
石丸 泰助
 - 3 主たる営業所の所在地
見附市新町2-9-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第5669号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成24年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成24年5月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
金子建築
金子 嘉治
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市山古志虫亀821-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6938号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成24年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市下折立字赤ノ川表978番15から 同市下折立字赤ノ川表978番15まで	新	(A)4.5～8.8メートル	189.6メートル
		(B)5.2～44.9メートル	197.7メートル
	旧	4.5～8.8メートル	189.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市下折立字赤ノ川表978番15から同市下折立字赤ノ川表978番15まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月1日

◎新潟県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市下折立字赤川表国有林269に1林小班 から	新	(A)6.0～11.4メートル	71.3メートル
		(B)6.0～10.2メートル	78.6メートル

同市下折立字赤川表国有林269に1林小班まで	旧	5.4～11.4メートル	71.1メートル
------------------------	---	--------------	----------

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市下折立字赤川表国有林269に1林小班から福島県南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳2279番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月1日

◎新潟県告示第760号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金津(8)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(9)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(10)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(11)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌倉地区	新潟市秋葉区鎌倉 南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鎌倉地区	南蒲原郡田上町大字湯川 新潟市秋葉区鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内山川(1)地区	南魚沼市万条新田	次の図のとおり	土石流

内山川(2)地区	南魚沼市万条新田	次の図のとおり	土石流
見越沢川地区	南魚沼市姥島新田	次の図のとおり	土石流
惣ヶ沢地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
十二木地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
鍋鉦地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
門前地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高平沢地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
鷺ノ入地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
元寺(1)地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
元寺(2)地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
門前地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
滝之入地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
ヤナカ沢地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
イツォ地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
芋川入川地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
赤羽入地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
ドンス地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
柄沢川(1)地区	南魚沼市名木沢	次の図のとおり	土石流
柄沢川(2)地区	南魚沼市名木沢	次の図のとおり	土石流
名木沢川地区	南魚沼市名木沢	次の図のとおり	土石流
中ノ沢地区	南魚沼市大倉	次の図のとおり	土石流
横井戸沢地区	南魚沼市大倉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青田沢地区	妙高市青田	次の図のとおり	土石流
青田地区	妙高市青田	次の図のとおり	地すべり

東菅沼川地区	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流
東菅沼沢地区	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流
小局地区	妙高市小局	次の図のとおり	地すべり
三ツ俣沢地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流
三ツ俣(1)地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流
三ツ俣(2)地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第761号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金津(8)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(10)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金津(11)地区	新潟市秋葉区金津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌倉地区	新潟市秋葉区鎌倉 南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鎌倉地区	南蒲原郡田上町大字湯川 新潟市秋葉区鎌倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
惣ヶ沢地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
十二木地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
鍋鉦地区	南魚沼市舞子	次の図のとおり	土石流
門前地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元寺(2)地区	南魚沼市門前	次の図のとおり	土石流
赤羽入地区	南魚沼市芋赤	次の図のとおり	土石流
名木沢川地区	南魚沼市名木沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青田沢地区	妙高市青田	次の図のとおり	土石流
東菅沼川地区	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流
東菅沼沢地区	妙高市東菅沼	次の図のとおり	土石流
三ツ俣沢地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流
三ツ俣(1)地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流
三ツ俣(2)地区	妙高市三ツ俣	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第762号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 佐和田都市計画公園(佐渡市決定)
 - ・名称 6・4・1号 つつじヶ丘公園
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第763号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月1日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年5月17日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市船越字窪田1102番4、1103番8、1104番12、1104番15	5.90	58.65

公 告

新潟県労働委員会労働者委員候補者の推薦について（公告）

第42期新潟県労働委員会労働者委員の辞任（1人）に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第42期新潟県労働委員会労働者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。

なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間（平成25年1月31日まで）である。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第42期新潟県労働委員会労働者委員補欠候補者推薦要領

- 1 候補者を推薦することができる労働組合
新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 候補者の資格
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続
 - (1) 提出書類
 - ア 別記様式の推薦書 1通
 - イ 候補者の履歴書（市販の横書きのもの） 1通
 - ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通
 - エ 当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通
 - (2) 書類の提出先
新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟地域振興局企画振興部、長岡地域振興局企画振興部又は上越地域振興局企画振興部
- 4 推薦期間
平成24年6月1日（金）から同年6月25日（月）まで
- 5 その他
公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推薦書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
 団体名
 代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、新潟県労働委員会の労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

(ふりがな) 氏名	年齢	所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
 ロータリ除雪車（2.6m、220kW級、スイング式雪切板付） 5台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 新潟県出納局会計検査課

- 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
 - 4 契約方式
一般競争入札
 - 5 落札決定日
平成24年4月24日
 - 6 落札者の氏名及び住所
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地
 - 7 落札価格
102,325,850円
 - 8 入札公告日
平成24年3月13日
 - 9 落札方式
最低価格

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月1日

新潟県人事委員会
委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第5-58号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号（第28条及び第29条関係）</p> <p>採用 昇任 のための選考請求書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類：履歴書 身体検査書（採用に当たり必要な場合） 資格免許証明書の写（任用される職の職務遂行に必要な資格免許を有している場合）</p>	<p>様式第5号（第28条及び第29条関係）</p> <p>採用 昇任 のための選考請求書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類：履歴書 身体検査書（採用の場合） 資格免許証明書の写（任用される職の職務遂行に必要な資格免許を有している場合）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会公告

平成25年度使用教科書展示会の開催について（公告）

平成25年度使用教科書展示会を次のとおり開催する。

平成24年6月1日

新潟県教育委員会委員長 栗田 修行

採択地区、会場、開催期間等

平成25年度使用教科書展示会一覧

採択地区	会場 (センター名)	教科書別	開催期間 開館時間	閉館日	住所	電話	直接監理者	責任者
第1地区	上越市教育プラザ (上越教科書センター)	小中高	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 9:30～18:00	土曜日 日曜日	上越市大字下門前593	025-545-9247	村山信一	上越教育事務所長
	わくわくランドあらい	小中	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 13:00～17:15 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	妙高市関川町2-8-32	0255-70-1315	金子博信	〃
	糸魚川市役所	小中	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 9:00～19:00 土曜日 13:30～16:30 日曜日 13:30～16:30	開催期間中はなし	糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511	竹田正光	〃
第2地区	長岡市教育センター (長岡教科書センター)	小中高	6月15日(金)～6月29日(金) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	開催期間中はなし	長岡市三和2-8-20	0258-32-3716	山田修	中越教育事務所長
	長岡市立中央図書館	小中高	6月15日(金)～6月29日(金) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～19:00	月曜日	長岡市学校町1-2-2	0258-32-0658	山田修	〃
第3地区	柏崎市立教育センター (柏崎教科書センター)	小中高	6月15日(金)～7月13日(金) 平日 9:30～17:00 土曜日 9:30～12:00	日曜日	柏崎市大字軽井川4803-2 (新潟産業大学内)	0257-23-4591	小黒昌司	〃
第4地区	三条市役所栄庁舎 (三条教科書センター)	小中高	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	三条市新堀1311	0256-45-4111	池浦倫之	〃
	三条市立図書館	小	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00	6/18(月)	三条市元町1-6	0256-32-0567	太向義明	〃
第5地区	魚沼市立小出小学校 (小出教科書センター)	小中高	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 8:30～16:30	土曜日 日曜日	魚沼市佐梨1060	025-792-0041	佐藤吉宏	〃
第6地区	十日町情報館 (十日町教科書センター)	小中高	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	十日町市寅甲508	025-750-5100	柳沢博	〃
第7地区	燕市教育センター (燕教科書センター)	小中高	6月15日(金)～6月29日(金) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	燕市杣木2	0256-63-4131	長谷川斉	〃

第8地区	新潟市立総合教育センター (新潟教科書センター)	小中高特別支援	6月15日(金)～6月29日(金) 平日 9:30～17:30 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	開催期間中はなし	新潟市西蒲区旗屋585-1(新潟市西蒲区役所西川出張所内)	0256-88-7444	吉原修英	下越教育事務所長
第9地区	新発田市生涯学習センター (新発田教科書センター)	小中高	6月15日(金)～7月1日(日) 平日 9:00～20:00 土曜日 9:00～20:00 日曜日 9:00～20:00	月曜日	新発田市中央町5-8-47	0254-26-7191	岡田正栄	〃
第10地区	村上市立村上小学校 (村上教科書センター)	小中	6月15日(金)～7月4日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	村上市三之町2-41	0254-53-2249	遠藤友春	〃
	村上市教育情報センター内中央図書館	小中	6月15日(金)～6月30日(土) 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	村上市田端町4-25	0254-53-7511	遠藤友春	〃
第11地区	五泉市立図書館 (五泉教科書センター)	小中	6月15日(金)～6月28日(木) 平日 9:30～18:30 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	五泉市郷屋川1-1-8	0250-43-3110	小黒常樹	〃
第12地区	佐渡島開発総合センター	小中高	6月15日(金)～7月4日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	佐渡市両津湊198	0259-27-2111	山川辰也	〃

(注) 次表左欄に掲げる採択地区の高等学校用教科書展示会場は、当該右欄に掲げる会場とする。

一般図書(特別支援学校・学級用)の移動展示会

採択地区	会場
第1地区	上越市教育プラザ
第10地区	新発田市生涯学習センター
第11地区	新発田市生涯学習センター

会場	開催期間
県立上越特別支援学校	6月4日～6月8日
県立長岡聾学校	6月11日～6月15日
県立村上特別支援学校いじみの分校	6月18日～6月22日
県立佐渡特別支援学校	6月25日～6月28日

※展示時間： 9:00～16:30 (最終日は9:00～15:00)